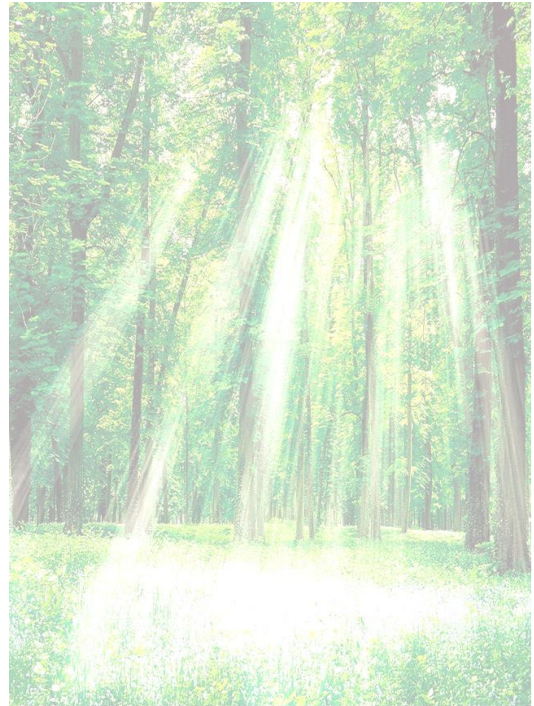


相続手続きのご案内



銚子信用金庫

本冊子は、相続に関する一般的な手続きについてご案内しております。
お取引の内容や相続のケースによりお取り扱い方法が異なる場合があります。
法律や税務にかかわる事項に関しましては、弁護士をはじめ専門家にご相談ください。
なお、具体的な相続手続きにつきましては、当金庫のお取引店窓口にお問合せください。

はじめに

この度はご親族様の訃報に接し、哀心よりご冥福をお祈り申し上げます。

お亡くなりになられたお客さまには長らく当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございました。

当金庫とお取引をいただいていたお客さまが亡くなられた場合には、ご預金等を相続人の方が相続されるための手続きが必要となります。

本冊子は、預金等の相続のお手続きについてご案内するものです。

本冊子をお読みになる際に事前にご確認ください

- ☐ 相続に関するお問い合わせ等は、お取引店の窓口へお越してください。
- ☐ お取引の内容が不明の場合は、お近くの店舗の窓口にて事前にお申し出ください。
- ☐ ご融資にかかるお取引のある方が亡くなった場合は、お取引店にご相談ください。
- ☐ 当金庫を通じてご契約された保険商品がある場合は、当該保険会社をご案内します。
- ☐ 当金庫では、預金の相続手続きにかかるご相談をお受けしています。また、事前に相続センターにもご相談いただけます。(フリーダイヤル 0120-19-4189)

必要書類のご提出について

- ☐ 遺言書、遺産分割協議書、印鑑証明書、戸籍謄本等は、原本の提出をお願いいたします。
遺言書、遺産分割協議書は、当金庫で原本を確認しご提出いただいた方に返却いたします。
また、戸籍謄本等についてもご希望される場合は、返却いたしますのでお申し出ください。
- ☐ ご返却の際は、原本をコピーさせていただきますのでご了承ください。

目次

1. 一般的な相続手続の流れ（相続開始から相続税申告まで）	1
2. 当金庫での相続に関するお手続きの流れ	2
3. 預金相続手続きの形態	3
4. 相続の手続きが完了するまでの取引について	4
5. 相続に関してご用意いただく書類など	6
【1】遺言書による相続の場合にご用意いただく書類	6
【2】遺産分割協議書による協議分割の場合にご用意いただく書類	7
【3】遺言書がなく遺産分割協議書も未作成の場合にご用意いただく書類	8
【4】家庭裁判所の審判・調停に基づく相続の場合にご用意いただく書類	9
6. 法定相続人について	9
7. 戸籍謄本について	10
8. 「相続手続依頼書」について	11
9. 預金の払戻・名義変更について	11

1. 一般的な相続手続の流れ（相続開始から相続税申告まで）

相続開始から相続税申告までの一般的な手続の流れは以下のとおりです。

相続開始（被相続人の亡くなられた日）

- ① 死亡届を市町村役場に提出してください。（死亡の事実を知った日から7日以内）
- ② 公的年金・健康保険の停止手続をしてください。（10日から14日以内）
- ③ 公共料金等の引き落とし口座の変更手続をしてください。
- ④ 遺言書の有無を確認してください。（自筆証書遺言の場合、「検認」が必要です。保管制度を利用した自筆証書遺言や公正証書遺言では不要です。）
- ⑤ 相続人の確認（戸籍謄本の取得）をしてください。
- ⑥ 葬儀の整理
葬儀費用等の領収書を保管してください。
- ⑦ 相続財産の調査と相続手続の準備をしてください。

相続開始から3か月以内

- ⑧ 相続の放棄あるいは限定承認をするかを決定してください。
- ⑨ 遺産分割協議（遺言書のない場合）を行ってください。
- ⑩ 被相続人の所得税・消費税等の納付の準備をしてください。（期限：4か月以内）

相続開始から10か月以内

- ⑪ 相続税の申告書の作成と、申告・納税をしてください。

注：当金庫の相続預金等の事務手続についての期限はありませんが、手続きが済みませんと預金等の引出しができません。早めに手続をお願いします。

MEMO

2. 当金庫での相続に関するお手続きの流れ

相続に関するお手続きの流れは以下のとおりです。

① 当金庫の取引店窓口へお申出ください ご来店・お電話

- 取引店にご連絡ください。（お取引内容がわかるものを準備）融資がある場合には、融資取引店にご相談ください。
- **預金の入金・支払等は停止**させていただきます。口座振替等も停止されますのでご対応ください。
- ご来店される方の「**本人確認書類**」もご持参ください。
- 準備いただく必要書類等をご案内いたします。
- 受付後のご案内は、相続センターから行う場合があります。

② 相続人の確認と、必要書類の準備をしてください

- 戸籍謄本（被相続人の、生まれてから亡くなるまでの連続したもの）または法定相続情報一覧図（法務局認証済みのもの）および、お申出時に当金庫よりご案内した書類をご準備いただいたうえで、ご来店または相続センターにご郵送ください。
- 遺言書、家庭裁判所の審判などの事情がある場合は、遺言書・審判書等の原本をお持ちになり取引店の窓口にご相談ください。

③ 「相続手続依頼書」を作成してください

- お取引に沿った「相続手続依頼書」をご用意いたします。
- 「相続手続依頼書」には、原則すべての相続人の方がご署名・ご捺印（実印）をしてください。
- 印鑑証明書（相続人全員のもの）を添付してください。
- 相続手続執行者が定められている場合は、執行者の方のご署名・ご捺印（実印）で手続きをいたします。

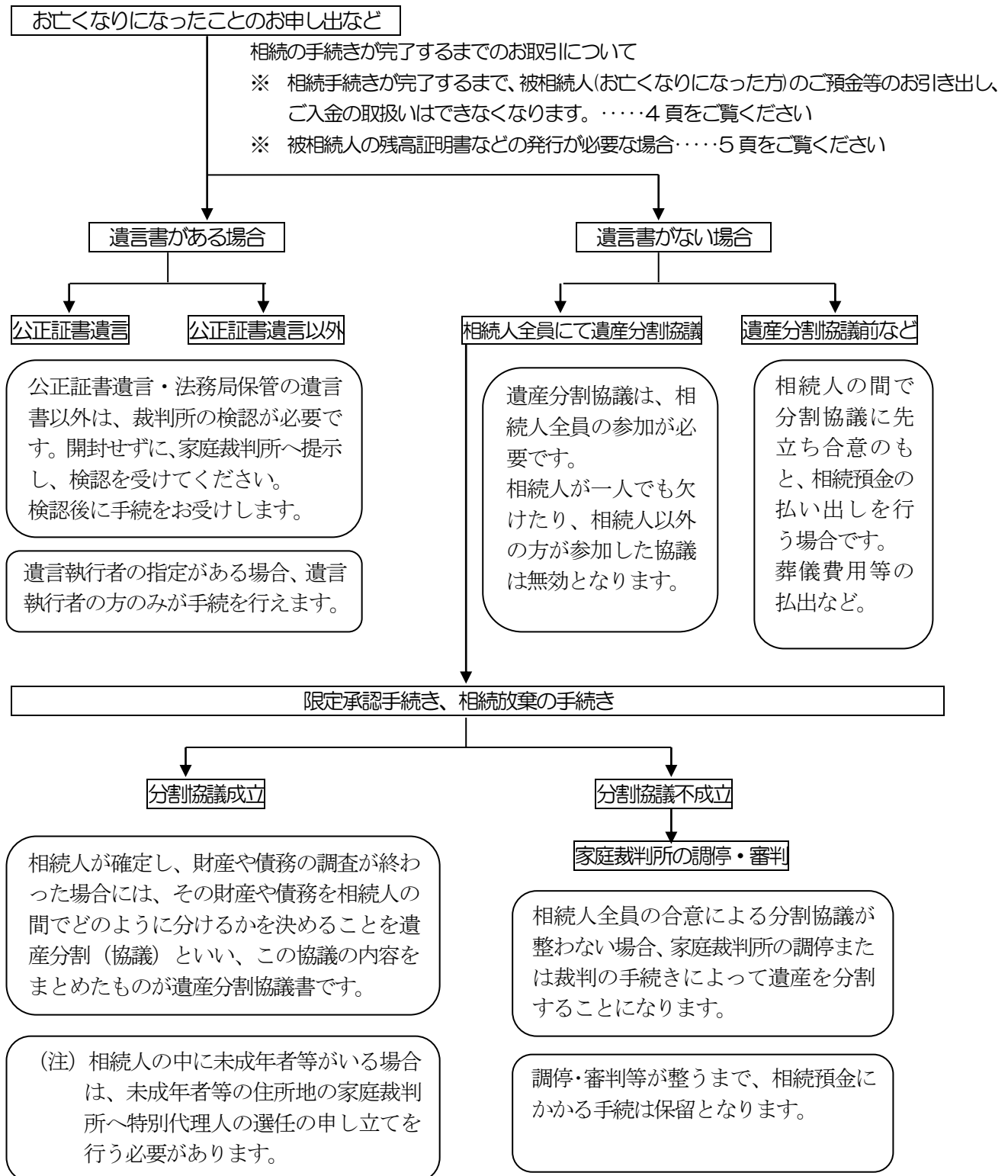
④ 当金庫の取引店窓口または相続センターへ書類を提出してください

- 取引店等に相続関係書類を提出してください。
- 相続センターでは、郵送での提出もお受けします。
- 相続関係書類を提出される際には、ご来店される方の「本人確認書類」もご持参ください。
- お手続きの終了まで2週間程度を目安としています。（事情により前後する場合がありますのでご了承ください）

⑤ お支払い等の手続

- 相続される方への預金の名義変更や払い出し手続きを行います。
- 相続センター扱いでは、ご指定の預金口座に振り込みます。その際には、振込手数料を差し引かせていただきます。

3. 預金相続手続きの形態



預金等相続の手続きに際してご用意いただく書類などは、6頁以降をご覧ください。

4. 相続の手続きが完了するまでの取引について

① 取引内容と取引方法

被相続人様（亡くなられた方）名義の預金等の引出し、入金については、相続手続きが完了するまで、お取り扱いできなくなります。

また、下記の取引につきましては、以下のように取扱わせていただきます。

詳しくは窓口へお問い合わせください。

取引内容	取 扱 い 方 法
入 出 金 ・ 解 約 等	- 被相続人様（亡くなられた方）名義の預金等の引出し、入金および解約等については、相続手続きが完了するまでお取引いただけません。 - お届け前であっても、預金名義人が亡くなられた事実を確認した場合は取引を停止いたします。
口 座 振 替 契 約	預金口座に口座振替契約がある場合、口座振替は停止させていただきます。口座振替中のものにつきましては、契約先へご連絡のうえ別途支払いや変更の手続きをお願い致します。
振 込 入 金	振込でのご入金は、原則として停止させていただきます。
自動継続式定期預金	自動継続式定期預金の満期日が到来した場合、この定期預金の継続手続きは自動継続せずに停止させていただきます。
総 合 口 座 取 引	総合口座普通預金に当座貸越が発生している場合は、「総合口座取引規定」に基づき総合口座定期預金と相殺させていただきます。
当 座 預 金 取 引	- 当座勘定取引契約は、終了します。 - 未使用の小切手・手形用紙がございましたら、窓口にお持ちくださいますようお願い申し上げます。 - なお、生前振出手形・小切手がある場合は、窓口にご相談ください。振出済み手形等の決済を希望される場合は、相続人全員による依頼書の提出などの手続きが必要となります。
貸 金 庫 契 約	- 開扉のお取扱いは、貸金庫契約の相続による解約手続き等が完了するまで、相続人全員の同意がない限り、停止いたします。 - 開扉する場合、代表者の方の実印と貸金庫カードおよび鍵が必要となります。なお、解約手続きが完了するまでは、貸金庫手数料が必要となりますのでご了承ください。
融 資 取 引	被相続人様に借入がありました場合、もしくは借入の保証人や担保提供者になっておられました場合は、以降の返済など継続取引が停止されますので、相続手続きについて融資窓口にご相談ください。
保 險	当金庫でお申し込んだ生命保険・火災保険等は各保険会社へのご案内を致します。別途保険会社所定の手続きが必要になります。
出 資	当金庫への出資がある場合は、手続きの際にお申し出ください。また、出資の有無についてご不明のときは、当金庫窓口へお問い合わせください。

② 残高証明書などの発行

被相続人（亡くなられた方）の残高証明書などの発行が必要な場合は、次のとおりお取扱させていただきますので、窓口にお申し出ください。

【1】発行のお申し出

残高証明書は、相続人、相続人代理人（弁護士等）、遺言執行者、相続財産清算人の申し出により発行いたします。

【2】必要書類

次の書類をご用意ください。

相 続 人	① 被相続人の、生まれてからお亡くなりになるまでの戸籍謄本 ・上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本 ・法務局認証文付の「法定相続情報一覧図」でもお受けいたします。 ② 相続人の印鑑証明書 ③ 残高証明発行依頼書（当金庫所定） ご依頼人様の実印を押印してください
相 続 人 代 理 人	① 被相続人の生まれてからお亡くなりになるまでの戸籍謄本 ・上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本 ② 相続人代理人書類（委任状など）および相続人の印鑑証明書 ・代理人の方の本人確認書類（マイナンバーカードなど（写真付き）） ③ 相続人代理人の印鑑証明書 ④ 残高証明発行依頼書（当金庫所定） ・相続人代理人の実印を押印してください
遺 言 執 行 者	① 遺言執行者であることがわかる書類（遺言執行者選任の審判書・遺言書など） ② 遺言執行者の印鑑証明書 ③ 残高証明発行依頼書（当金庫所定） ・遺言執行者の実印を押印してください
相 続 財 産 清 算 人	① 相続財産清算人であることがわかる書類（相続財産清算人選任の審判書など） ② 相続財産清算人の印鑑証明書 ③ 残高証明発行依頼書（当金庫所定） ・相続財産清算人の実印を押印してください

【3】残高証明期日

残高証明書は、被相続人のお亡くなりになった日現在のお取引内容について証明いたします。
取引履歴発行については、残高証明書記載の口座についてお受けいたします。（直近 10 年間）
詳しくは、窓口にご相談ください。

【4】残高証明書等発行手数料

残高証明書等発行に際しては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。
手数料は、店頭および当金庫ホームページに掲載しております。

5. 相続に関してご用意いただく書類など

当金庫の預金等を相続する場合は、相続の方式に応じて、以下の書類をご提出ください。

なお、相続内容の確認等のため、以下に記載の書類のほか追加資料の提出をお願いする場合もございますので、予めご了承ください。

【1】遺言書による相続手続きの場合にご用意いただく書類です。

ご提出いただく書類	備 考
預金相続手続依頼書 (当金庫書式)	- 遺言執行者が指定または選任されている場合は、遺言執行者の署名・捺印（実印）をお願いします。 - 遺言執行者が指定または選任されていない場合は、遺言書において、当金庫の預金を相続することとされた相続人全員の署名・捺印（実印）をお願いします（当該相続人が未成年者等である場合は、親権者や後見人などの法定代理人もしくは特別代理人の署名・捺印（実印）をお願いします）。 - なお、遺言執行者の指定や選任もなく、当金庫の預金を引き継ぐ相続人が遺言書上明らかでない場合は、窓口までご相談ください。 - 相続手続代表者を定める場合は、依頼書の「相続手続代表者」欄に相続手続代表者の署名・捺印（実印）をお願いします。
遺言書	- 公正証書遺言の場合は、遺言書の謄本（正本）。それ以外の場合は、遺言書原本の提出をお願いします。 - 当金庫で写しをとり、原本はお返しいたします。 - 自筆証書遺言（法務局保管のものを除く）等の場合は、家庭裁判所の検認済証明書の添付をお願いします。
遺言執行者選任審判謄本	- 家庭裁判所で遺言執行者を選任した場合に、ご提出をお願いします。 - 原本の提出をお願いします。原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。
被相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）および除籍謄本 または、法務局認証文付の 「法定相続情報一覧図」	- 公正証書遺言がある場合は、被相続人の除籍記載のある謄本の原本をお願いします。 - 上記以外の場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本の原本をお願いします。 - 法定相続人が被相続人の祖父母や孫、兄弟姉妹、甥姪となる場合など、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等により法定相続人全員が確認できない場合は、被相続人と相続人との関係が確認できる戸籍謄本等についてもご提出ください。 - ご要望があれば、原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。 - 発行後6か月以内のものとします。 - 法務局認証文付の「法定相続情報一覧図」でもお受けいたします。
印鑑証明書	- 預金相続手続依頼書に署名・捺印した方全員のものをお願いします。 - 原本の提出をお願いします。ご要望があれば、原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。 - 発行後6か月以内のものとします。

※上記以外にご用意いただく書類などにつきましては、受付時に窓口等でご案内いたします。

【2】遺産分割協議書による相続手続の場合にご用意いただく書類です。

ご提出いただく書類	備 考
預金相続手続依頼書 (当金庫書式)	- 遺産分割協議書にて当金庫の預金を相続することとされている相続人の署名・捺印(実印)をお願いします。(当該相続人が未成年者等である場合は、親権者や後見人などの法定代理人もしくは特別代理人の署名・捺印(実印)をお願いします。)なお、遺産分割協議書にて、当金庫の預金を引継ぐ相続人が明らかでない場合は、窓口までご相談ください。 - 相続手続代表者を定める場合は、依頼書の「相続手続代表者」欄に相続手続代表者の署名・捺印(実印)をお願いします。
遺産分割協議書	- 相続人全員の署名・捺印(実印)があり、署名者全員の印鑑証明書(原本)の添付があるものをお願いします。 - 原本の提出をお願いします。原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。
被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)および除籍謄本 または、法務局認証文付の「法定相続情報一覧図」	- 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本または除籍謄本をお願いします。ただし、戦時中に戸籍が消失した市区町村については、消失部分の戸籍謄本等に代えて、当該市区町村長の発行による戸籍焼失証明書を添付してください。 - 法定相続人が被相続人の祖父母や孫、兄弟姉妹、甥姪となる場合など、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等により法定相続人全員が確認できない場合は、被相続人と相続人との関係が確認できる戸籍謄本等についてもご提出ください。 - ご要望があれば、原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。 - 発行後6か月以内のものとします。 - 法務局認証文付の「法定相続情報一覧図」でもお受けいたします。
特別代理人選任審判書謄本	- 未成年者が親権者とともに共同相続人となる場合(例：被相続人の配偶者と未成年の子)などには、特別代理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任審判書謄本の提出をお願いします。この場合、預金相続手続依頼書には、親権者に代わって、特別代理人の方の署名・捺印(実印)をお願いします。 - 原本の提出をお願いします。原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。
印鑑証明書	- 預金相続手続依頼書に署名・捺印した方全員のものをお願いします。 - 原本の提出をお願いします。ご要望があれば、原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。 - 発行後6か月以内のものとします。(遺産分割協議書に添付された印鑑証明書が発行後6か月以内のものであれば、相続手続依頼書への添付を省略することができます。)

※上記以外にご用意いただく書類などにつきましては、受付時に窓口等でご案内いたします。

【3】遺言書がなく遺産分割協議書も未作成の場合にご用意いただく書類です。

ご提出いただく書類	備 考
預金相続手続依頼書 (当金庫所定の書式)	・法定相続人全員の署名・捺印(実印)をお願いします(法定相続人の一部が未成年者等である場合は、親権者や後見人などの法定代理人もしくは特別代理人の署名・捺印(実印)をお願いします)。 ・なお、遺産整理受任者を選任した場合は、遺産整理受任者の署名・捺印(実印)をお願いします。 ・相続手続代表者を定める場合は、依頼書の「相続手続代表者」欄に相続手続代表者の署名・捺印(実印)をお願いします。
被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)および除籍謄本 または、法務局認証文付の「法定相続情報一覧図」	・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本の原本をお願いします。ただし、戦時中に戸籍が消失した市区町村については、消失部分の戸籍謄本等に代えて、当該市区町村長の発行による戸籍焼失証明書を添付してください。 ・法定相続人が被相続人の祖父母や孫、兄弟姉妹、甥姪となる場合など、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等により法定相続人全員が確認できない場合は、被相続人と相続人との関係が確認できる戸籍謄本等についてもご提出ください。 ・ご要望があれば、原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。 ・発行後6か月以内のものとします。 ・法務局認証文付の「法定相続情報一覧図」でもお受けいたします。
特別代理人選任審判書謄本	・未成年者が親権者とともに共同相続人となる場合(例：被相続人の配偶者と未成年の子)などには、特別代理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任審判書謄本の提出をお願いします。この場合、預金相続手続依頼書には、親権者に代わって、特別代理人の署名・捺印(実印)をお願いします。 ・原本の提出をお願いします。原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。
遺産整理に関する委任契約書	・遺産整理受任者を選任した場合に、提出をお願いします。 ・原本の提出をお願いします。当金庫で写しをとり、原本はお返しいたします。 ・法定相続人全員の署名・捺印(実印)があり、署名者全員の印鑑証明書(原本)の添付があるものをお願いします。
印鑑証明書	・預金相続手続依頼書に署名・捺印した方全員のものをお願いします。 ・原本の提出をお願いします。ご要望があれば、原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。 ・発行後6か月以内のものとします。

※上記以外にご用意いただく書類などにつきましては、受付時に窓口等でご案内いたします。

【4】家庭裁判所の審判・調停に基づく相続手続の場合にご用意いただく書類です。

ご提出いただく書類	備 考
預金相続手続依頼書 (当金庫所定の書式)	・調停調書謄本もしくは審判書謄本にて当該預金を相続することとされている相続人の署名・捺印（実印）をお願いします。（当該相続人が未成年者等である場合は、親権者や後見人などの法定代理人もしくは特別代理人の署名・捺印をお願いします。） ・相続手続代表者を定める場合は、依頼書の「相続手続代表者」欄に相続手続代表者の署名・捺印（実印）をお願いします。
家庭裁判所の調停調書謄本 または審判書謄本	・原本の提出をお願いします。原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。 ・審判書謄本の場合は、確定証明書の添付をお願いします。
印鑑証明書	・預金相続手続依頼書に署名・捺印した方全員のものをお願いします。 ・原本の提出をお願いします。ご要望があれば、原本は当金庫で写しをとり、お返しいたします。 ・発行後6か月以内のものとしします。

※上記以外にご用意いただく書類などにつきましては、受付時に窓口等でご案内いたします。

6. 法定相続人について

法律の定める相続人は、被相続人の死亡時に存命の方で、以下のとおりになります。

第1順位の相続人がいない場合は、第2順位の方が、第2順位の方もいない場合は第3順位の方が、法定相続人となります。

続柄		法定相続人になれる方
配偶者		常に相続人になります。
第1順位	子	常に相続人になります。 養子は、養親・実親の双方の相続人になります。 特別養子は、養親のみの相続人になります。
	孫、ひ孫	被相続人の子が被相続人よりも前に死亡しているときは、その子（つまり孫）が、子を代襲して相続人になります。孫も死亡している場合は、ひ孫が代襲相続人となり、無限に続きます。
第2順位	父母、祖父母等	被相続人に子（代襲相続人を含む）がいないときは直系尊属が相続人になります。直系尊属の方が複数世代にわたる場合は、被相続人に近い方が相続人になります。
第3順位	兄弟姉妹	被相続人に子（代襲相続人を含む）も直系尊属もないときに相続人になります。父母ともに同一の兄弟（全血兄弟）と同様に、片親のみが同じ兄弟や養子縁組された方も相続人となります。
	甥・姪	被相続人に子（代襲相続人を含む）も直系尊属もない場合で、被相続人の兄弟姉妹が被相続人よりも前に死亡している場合は、その子（つまり甥姪）が兄弟姉妹を代襲して相続人となります。（兄弟姉妹の代襲相続は甥姪まで1代限りです。）

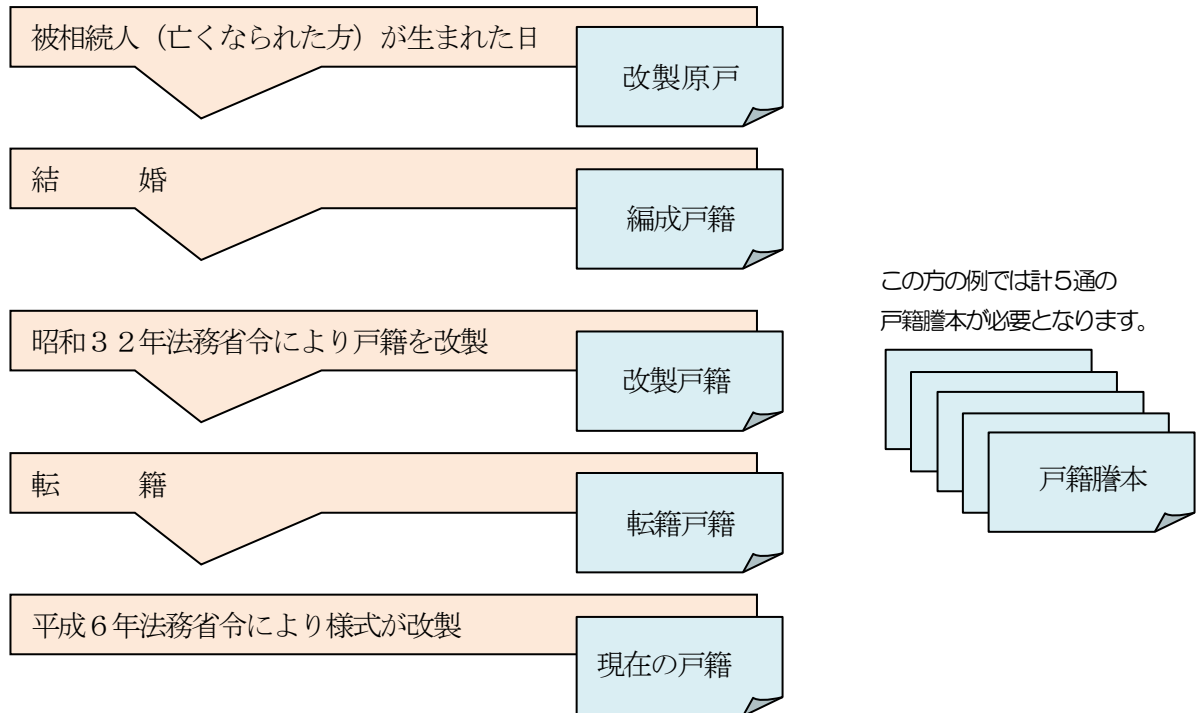
7. 戸籍謄本について

① 被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本について

相続人を確認するためには、被相続人（亡くなられた方）が生まれたときから亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要となります。

（一般の戸籍の他に、改製原戸籍が必要となる場合がありますので下記をご参照ください）

（大正生まれの方の具体例です）



② 相続人様の戸籍謄本について

戸籍謄本（本人部分のみのもの）のご提出をお願いします。

ただし、下記に該当する方は提出不要です。

- （1）被相続人様（亡くなられた方）と同一の戸籍にいる方
- （2）被相続人様の戸籍から結婚等で除籍されたが、現在の姓が被相続人様の戸籍から確認できる方

（信金花子さんが相続人の具体例です）（信金花子さんの親が被相続人）

現在の氏名

- ・信金花子のまま→親の戸籍に記載がある場合等は省略可

信金花子さん（相続人）が銚子太郎さんと結婚した場合の例です。

親の戸籍の記載

- ・「〇年〇月〇日銚子太郎と婚姻、夫の氏の新戸籍編成につき削除」等の記載がある場合は省略可

現在の氏名

- ・千葉花子等、姓が結婚時の姓と異なる場合→現在の戸籍謄本の提出をお願いすることがあります。

③ 戸籍の入手の方法

- (1) 本籍地以外の市区町村でも入手できます。その際は、被相続人の相続に必要な旨をお伝えください。
- (2) 転籍等により戸籍のある市区町村が複数にわたる場合や遠隔地の場合も、最寄りの市区町村役場で請求いただけます。詳しくは市区町村役場の戸籍担当にお問合せください。

※請求できる方は、相続人に限られます。その際、マイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちください。

④ 法定相続情報証明制度について

「法定相続情報証明制度」による法定相続人の証明が可能です。

この制度は、相続人が法務局（登記所ともいいます。同じ組織です。）に任意の「法定相続情報一覧図」と戸籍謄本等必要書類を提出して申請することにより、「法定相続情報一覧図」の写しに法務局の認証を付けて発行してもらえるという制度です。手数料は無料で何通でも発行してもらうことができます。

当金庫では、法務局の証明付の「法定相続情報一覧図」を戸籍等の代わりとするとこともできます。

8. 「相続手続依頼書」について

- (1) 「相続手続依頼書」には、相続人の皆様全員が各自直筆で署名し、各自のご実印を押捺してください。
 - ① ご記入事項を訂正される場合は、該当箇所全てに必ず全員または代表者の訂正印をご捺印ください。
 - ② 実印の押捺において、押捺欄に「複数捺印」「不鮮明」「重ね押し」の場合は受付ができませんので、新しい用紙をご使用ください。
- (2) 相続人の方の中に未成年の方がいる場合は、お取引店にお問合せください。
- (3) 遺言書・審判書等がある場合で、相続人全員の署名・捺印がそろわない場合は、遺言書・審判書等の原本をお取引店にお持ちのうえご相談ください。
- (4) 「貸金庫」のご利用がある場合は、事前にお取引店にご連絡をお願いいたします。

9. 預金の払戻・名義変更について

ご提出いただきました相続関係書類の確認が終了し、預金の払戻・名義変更の準備が整いましたら、当金庫担当者よりご連絡させていただきます。

預金相続手続依頼書にて当該預金を引継ぐ相続人全員、もしくは当該相続人に代わって手続きを行う権限を付与されている方（遺言執行者、遺産整理受任者、相続手続代表者）のご来店をお願いします。

なお、ご来店の際、必要となるものは、以下のとおりです。

ご用意いただくもの	備 考
預金通帳、証書、カード等	・被相続人様のすべての通帳、証書、カードなどが必要です。 ・当座預金については、未使用の手形・小切手帳をあわせてご持参願います。
本人確認書類（原本）	・お支払いやお振り込みにあたり、取引時の本人確認が必要となりますので、来店なさる方は本人確認書類をご持参願います。
実印	・預金相続手続依頼書等の提出以降、ご来店なさる方が実印を変更された場合は、新しい実印と印鑑証明書をご持参願います。
取引印	・預金の名義変更を行う場合で、実印以外の印鑑で当金庫と新たに取引を行う場合は、相続人様の取引印をご持参願います。

店舗のご案内

店番	店名	郵便番号	住所	電話番号
1	本店	288-8686	銚子市双葉町5-5	0479-25-2111
3	外川支店	288-0014	銚子市外川町2-10620-3	0479-22-5525
4	本城支店	288-0831	銚子市本城町2-183-2	0479-22-5945
5	橋本支店	288-0002	銚子市明神町1-74	0479-22-8786
6	松岸支店	288-0835	銚子市垣根町1-283	0479-22-3490
7	八日市場支店	289-2144	匝瑳市八日市場イ2461-1	0479-72-1531
8	飯岡支店	289-2705	旭市飯岡2163	0479-57-3434
9	船木椎柴支店	288-0862	銚子市高田町6-889	0479-33-1311
10	松尾支店	289-1527	山武市松尾町大堤114-4	0479-86-2421
11	波崎支店	314-0408	神栖市波崎6381-1	0479-44-0571
12	大原支店	298-0004	いすみ市大原7650-7	0470-62-1222
13	勝浦支店	299-5225	勝浦市墨名788	0470-73-0102
14	大多喜支店	298-0214	夷隅郡大多喜町新丁91-1	0470-82-2831
15	茂原支店	297-0026	茂原市茂原547	0475-22-3348
16	鹿島支店	314-0031	鹿嶋市宮中1-9-30	0299-82-4521
19	神栖支店	314-0112	神栖市知手中央9-9-22	0299-96-3541
21	東金支店	283-0068	東金市東岩崎6-4	0475-55-1751
23	清川町支店	288-0817	銚子市清川町4-4-6	0479-23-6111
24	東庄支店	289-0611	香取郡東庄町新宿1134-2	0478-86-2111
25	土合支店	314-0347	神栖市土合中央2-9-12	0479-48-3711
28	旭中央支店	289-2516	旭市口の832	0479-62-1011
29	横芝支店	289-1732	山武郡横芝光町横芝1502-5	0479-82-1551
30	海上支店	289-2613	旭市後草2047-5	0479-55-3211
31	千潟支店	289-2504	旭市二の6368	0479-63-8888
32	山田支店	289-0411	香取市府馬2729-3	0478-78-2611
33	千葉支店	260-0001	千葉市中央区都町3-15-1	043-231-2631
34	佐倉支店	285-0013	佐倉市海隣寺町5-11	043-485-1104
41	蓮沼支店	289-1802	山武市蓮沼口の2932-6	0475-86-4181

相続センター 288-8686 銚子市双葉町5-5 銚子信用金庫事務統括部内 0120-19-4189